

ちくぎんポイントサービス利用規定

筑邦銀行

(1) 定義

ちくぎんポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）は、お客さまの各種取引をポイント化し、その合計ポイントに応じて各種特典が受けられるサービスです。

(2) 対象

本サービスを希望する個人（含む個人事業主）の方を対象とします。

(3) サービスの開始

- ①本サービスは、当行がお客さまのお申込みを受け、当行所定の手続きを行った日より開始します。
- ②お届けのお名前・住所等が確認できない場合、本サービスは受けられません。

(4) 取引ポイント

- ①取引ポイントの対象となる取引項目およびそのポイント数は、店頭のパフレット等によりお知らせいたします。
- ②取引のポイント集計は、毎月末基準で行い、当行が取引の対象となるお取引と判定したものをポイントとして集計いたします。
- ③取引のポイントは、当行全店で住所・氏名・生年月日・電話番号が一致しているお客さまを同一人物として集計しますので、口座名義が異なる場合、または届出住所が異なる場合等は、集計されない場合があります。

(5) 特典

- ①本サービスにより提供する特典の内容、特典を受けるための必要ポイント数等は、店頭パンフレット等によりお知らせします。
- ②特典の提供は、前条に定めるお取引ポイントの毎月末基準の集計結果に基づいて行うこととし、提供期間は、翌月15日から翌々月14日までとします。
- ③特典の提供は、当行全店のお取引に対して行います（ただし、決済用普通預金、貯蓄預金、約弁カードローンのお取引ではATM手数料の割引特典はご利用できません）。

- ④氏名や住所等、届出事項に変更があったにもかかわらず、必要な変更手続きがなされていない場合、お客さまの都合により当行からの連絡を不要とされている場合、特典が受けられないことがあります。

(6) 取引ポイント数のお知らせ

当行本支店の店頭等にてお知らせいたします。

(7) サービスの終了

お客さまが、当行所定の方法により本サービスの解約の申出をされた時点で終了します。

(8) サービスの変更・中止等

- ①当行の都合により、事前の通知なく取引のポイントの対象となる取引項目およびそのポイント数、特典等の内容を変更することがあります。この場合、店頭のパフレット等によりお知らせします。
- ②金融情勢の変化等により、当行は本サービスを中止することがあります。この場合、店頭・ホームページ等に掲載し、お客さまに個別に通知することはありません。
- ③当行所定の規定・規約等を履行されていない場合やその他相応の事由があると当行が判断した場合には、お客さまに通知することなく、本サービスを中止することがあります。

(9) 規定の変更

- ①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月改定)